

今月のトピック

自動精算機導入しました

この度、当院は自動精算機によるお会計を開始しましたのでご紹介いたします。

自動精算機でのお支払いは、外来診療費のみとなります。従来通り窓口でもお会計は可能ですが、会計の待ち時間短縮や感染症対策のため、自動精算機を利用していただけたら幸いです。

外来会計の流れは次の通りです。

◆会計待ちの患者さま◆

以下の番号の方は自動精算機でお会計ができます

ここに番号が表示されます			

以下の番号の方は会計窓口へお越しください

1. 外来基本票、処方せん等が入ったファイルを会計窓口6番に提出
2. ディスプレイで受付番号を確認
3. 自動精算機にてお支払い
4. 会計窓口4番で処方せん、保険証などの受取
5. 終了

下段に表示された場合は
会計窓口4番へ

自動精算機の使い方

- 1 お呼び出し番号票に付いているバーコード部分をバーコード読み取り部にかざしていただくか診察券を挿入口に入れてください。
- 2 請求金額が画面に表示されます。金額をお確かめの上、お金を入れてください。
- 3 お金を入れると入金額が表示されます。金額をお確かめいただき、よろしければ確認ボタンを押してください。
- 4 お釣り、領収書、診療明細書をお受け取りください。
- 5 お支払いは以上となりますが、処方せんのお渡しや保険証、駐車券をお返すため必ず会計窓口4番に領収書のご提示をお願いします。

現在、自動精算機は現金のみの対応です。多くのご要望をいただいているクレジットカードでのお支払いについては準備が整い次第、院内掲示などでご案内させていただきますので今しばらくお待ちください。



胸膜中皮腫について (⑧非労働災)

今回は「労災としての補償金」を中心に、その認定基準を説明しましたが、具体的な補償額は説明しませんでした。これは労災補償給付には

1. 療養補償給付：療養の給付または療養の費用の支給
 2. 休業補償給付：休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%支給（療養開始後1年半以内）
 3. 傷病補償年金：年金支給（療養開始後1年半経過しても非治癒の場合に障害の程度に応じて支給）
 4. 障害補償給付：年金または一時金支給（治癒後に障害が残った場合に障害の程度に応じて支給）
 5. 介護補償給付：介護費用支給
 6. 遺族補償給付及び葬祭料（葬祭給付）：遺族に年金または一時金及び葬祭料の支給
- があり、「療養内容」「傷病発生前の平均的賃金（給付基礎日額）」「休業期間」「障害の程度」「生存期間」「扶養していた遺族の数」等によりケースバイケースなので、一概には決まらないためです。予後の短い中皮腫や石綿による肺がんでも、総額1000万円前後になりえます。（詳細は下記サイトを参照）

労災保険に関するQ&A ▶▶▶ 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

次は「非労災としての救済金」です。

前回も述べたように、『「労災」でないならば、それは「公害」であろう』と当初は考えておりましたが、石綿による健康被害とその原因者との因果関係が特定できない（労災と異なり、どこで石綿を吸入したのか判らない）こと、すべての国民や事業者が石綿による恩恵を受けてきたことから、「公害」という言葉は使わぬ方がよいと考え「非労災」という言葉を使用しました。

労災補償の対象とならずとも、石綿による健康被害を受けられた方やその遺族は現実に存在しており、それらの方々の迅速な救済を図ることを目的として、平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、労働保険料を納付している事業主からの拠出金、石綿との関係が深い事業主からの拠出金等により「石綿健康被害救済基金」が創設され、この救済金の給付に必要な費用を賄うこととなりました。

この救済金の主旨は、民事上の責任とは切り離して、社会全体の費用負担により、健康被害者等の救済を図るものであり、勢いその給付は「見舞金的性格」に留まらざるを得ません。具体的な救済給付の内容は以下のとおりです。労災補償給付金とは桁が違います。

1. 医療費：指定疾病に関する医療費の自己負担分
2. 療養手当：103,870円／月 治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付
3. 葬祭料：199,000円 指定疾病が原因で亡くなった認定患者の葬祭費用負担に対する給付
4. 救済給付調整金：被認定者が指定疾病で亡くなるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が、特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、被認定者の遺族に支給される給付
5. 特別遺族弔慰金：2,800,000円 指定疾病が原因で亡くなった方の遺族に対する給付
6. 特別葬祭料：199,000円 指定疾病が原因で亡くなった方の葬祭に伴う費用負担に対する給付

最後は「訴訟の和解としての賠償金」です。

平成17年の「クボタ騒動（ショック）」以後、アスベストの有害性が広く知られるようになり、いくつかの損害賠償請求訴訟が提訴されましたが、現在の和解制度の基礎となったのが「泉南アスベスト国家賠償請求訴訟」の最高裁判決（平成26年10月9日）です。

これはアスベストによる健康被害に関する国の責任を認めた最高裁判決ですが、アスベストの製造および使用の規制が遅れた国の責任を認めた判決ではありません。

アスベストの危険性が認識されていたにもかかわらず、労働者の健康被害が起こらぬように、労働基準法および労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかった（不作為があった）、具体的には「工場内の局所排気装置の設置義務付け」「工場内での防塵マスクの着用義務付け」等を「制度化しなかつ

害としての救済、訴訟の和解としての賠償)

複十字病院 呼吸器内科 内山 隆司

た」ことを違法と認め、国家の違法による健康被害なのだから国家賠償法に基づいて、国家の賠償責任を認めた判決なのです。(この判決は「工場労働者」が対象です。「建設現場労働者」は対象ではありません。アスベスト関連疾患に罹患した「建設現場労働者」への給付に、「建設アスベスト給付金制度による給付金」がありますが、今回は省略します)。

そして、当時の医学的知見や技術水準をもとに、その不作為があった期間を昭和33年5月26日からとし、規制が制度化された昭和46年4月28日までと認定したのです。時あたかも高度経済成長期、アスベストなしでは、経済の発展もなかったことでしょう。

具体的な賠償内容や賠償請求手続き(国に対して訴訟を起こす必要があります)は以下のサイトを参照の上、「該当するかも」と思ったら弁護士とご相談ください。

賠償内容や賠償請求手続きについて

▶▶▶ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075130.html>)

アメリカ合衆国海軍空母「ミッドウェイ」の改修作業が日本人に押し付けられた話から始めた中皮腫に関する8回の連載でしたが、最後は同「キティホーク」の話題で終わりにします。

「2009年に退役した米空母のキティホークが昨年、スクラップ会社に1セント(約1円)で売却された。(中略)アスベストが積極的に利用されていた時代に建造されたものであり、船体にはほかにも毒性の強い化学物質が用いられている。(中略)(2022年)1月19日になってテキサス州の民間の解体工場へ向け、最後の航海に出航した。」

1円で売却された米空母キティホーク、解体に向け最後の旅路に就く

▶▶▶ ニュースウィーク日本版オフィシャルサイト (newsweekjapan.jp)

改修と異なり解体は密閉空間での細かな作業は不要で、アスベスト飛散はあっても吸入は制御できるのでしょう。いずれにせよ作業員の安全は確保して欲しいものです。



新入職員の声

やまだ 山田 梓

■所属/リハビリテーション科 ■職種/言語聴覚士

1月よりリハビリテーション科に言語聴覚士として入職いたしました山田梓です。

主に嚥下障害をもつ患者さんの評価、リハビリテーションを担当させていただきます。ご高齢の患者さん、中でも誤嚥性肺炎の方やサルコペニアによる嚥下障害をお持ちの方が多く入院していらっしゃると思います。そのような患者さん一人一人に合わせた食支援や嚥下機能の維持改善、また誤嚥性肺炎予防の一助となれるような関わりができればと考えています。

食事に関することや口腔ケア等、いつでも気軽に相談していただけるような言語聴覚士となれるよう、一日も早く業務を覚え、研鑽を積んでまいります。

まだまだ至らない点も多くありますが、皆さまのお役にたてるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

健康管理センターにて提供している ワクチンに関して



健康管理センターでは、現在9種類のワクチン接種^(※)を行っております。(事前予約制)

お問い合わせ・ご予約は、健康管理センター
(TEL:042-491-4712 受付:平日8:30~17:00)にて承っております。

各ワクチンの接種価格に関しましては

① 複十字病院ホームページトップ⇒健康診断⇒人間ドック⇒健康診断ページ内『コース/検査項目/オプション検査について』⇒『人間ドック料金一覧』内

(URL: <https://www.fukujuji.org/medical-check-up/health-screening/>)

② 院内にて配布しております『健康診断のご案内』

にてご確認頂けます。(お問い合わせのタイミングによっては価格変更が生じている可能性もございます)

ワクチンに関しましては、電話予約後に発注を行う都合上、実際の接種までお時間を頂きますが何卒ご了承くださいませ。

※…風疹ワクチン・麻疹ワクチン・MR混合(風疹・麻疹)ワクチン・ムンプス(おたふく)ワクチン・水痘ワクチン・A型肝炎ワクチン・B型肝炎ワクチン・破傷風ワクチン・带状疱疹ワクチン(シングリックス)



複十字病院は
公益財団法人結核予防会の病院です

予約・紹介のご案内

■ 受付時間

平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:00

■ 医療機関・紹介状をお持ちの患者さんのご予約

電話 042-491-9128

FAX 042-491-3553

■ 再診・初診(紹介状なし)のご予約

電話 042-491-6228

複十字病院

〒204-8522

東京都清瀬市松山3-1-24

代表電話 042-491-4111

代表FAX 042-492-4765



交通のご案内

■ 電車でお越しの方

・西武池袋線『清瀬駅南口』より徒歩12分

または、バス『南口2番乗り場』より3つ目『複十字病院前』下車

・JR中央線 武蔵小金井駅より『清瀬駅南口ゆき』バス『保育園入口』下車
バス停より徒歩5分

■ お車でお越しの方

・小金井街道『清瀬高校入口』信号を曲がり 西に300メートル

・所沢街道『全生園東』信号を曲がり病院通りを東北に2キロメートル